

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十七年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島県竹原市吉名町字園崎一二〇七の一部、一二〇八の一部、一二〇九、一二一〇、三八二八の一部、三八二九―一の一部、三八五五の一部、三八六四の一部、三八六五の一部、三八六六、三八六七の一部、三八六八の一部、三八六九の一部、三八七〇、三八七一、三八七二、三八七三、三八七四の一部、三八七五の一部、三八七六の一部、三八七八の一部、三八七九の一部、三八八〇の一部、三八八一の一部、三八八二の一部、三八八三―一の一部、三八八三―二、字小泊八八五の一部、八八六の一部、八八七の一部、八八九の一部、八九〇の一部、字楚井新開三八八九の一部、三八九〇の一部、三八九一、三八九三、三八九四、三八九五、三八九六、三八九七、三八九八、三八九九、三九〇〇、三九〇一、三九〇二、三九〇三、三九〇四、三九〇五、三九〇七、三八〇八、三九〇九、三九一〇、三九一一―一、三九一一―二、三九一二―一、三九一二―二、三九一三、三九一四、三九一五、三九一六、三九一七、三九一八、三九一九、三九二〇外（三九二〇、三九二一合併）、三九二二、三九二三、三九二四、三九二五、三九二六、三九二七、三九二八、三九二九、三九三〇、三九三一―一、三九三一―二、三九三一―三、三九三二、三九三三、三九三四外（三九三四、三九三五合併）、三九三六、三九三七、三九三八、三九三九―一、三九三九―二、三九四〇、三九四一、三九四二、三九四三、三九四四、三九四五、三九四六―一、三九四六―二、三九四七、三九四八、三九五〇、三九五一、三九五二の一部、三九五三の一部、甲三九五四の一部、乙三九五四の一部、三九五五の一部、三九五六―一の一部、甲三九五七の一部、三九六五、三九七三の一部、三九七六―一の一部、三九七七の一部、三九七八の一部、三九七九の一部、三九八〇の一部、三九八一の一部、三九八二の一部、三九八三―一の一部、三九八三―二、三九八四―一の一部、三九八四―二、三九八五―一、三九八五―二、三九八六―一、三九八六―二、三九八七―一、三九八七―二、三九八七―三、三九八八―一、三九八八―二、三九八九―一、三九八九―二、三九九〇―一、三九九〇―二、三九九〇―三、三九九一―一の一部、三九九一―二の一部、三九九一―三、三九九一―四、三九九二―一の一部、三九九二―二、三九九三―一、三九九三―二、三九九三―三、三九九三―四、三九九四―一、三九九四―二、三九九五―一、三九九五―二、三九九六―一の一部、三九九六―二、三九九七―一の一部、三九九七―二、三九九八―一の一部、三九九八―二、三九九九―一の一部、三九九九―二、四〇〇〇―一の一部、四〇〇〇―二、四〇〇〇―三、四〇〇〇―四、四〇〇〇―五の一部、四〇〇一―一、四〇〇一―二、四〇〇二の一部、四〇〇三外（四〇〇三、四〇〇四合併）の一部、四〇〇五の一部、四〇〇六の一部、四〇〇七外（四〇〇七、四〇〇一〇合併）の一部、四〇〇八、四〇〇九の一部、四〇一二の一部、四〇四一の一部、四〇四二の一部、四〇四三の一部、四〇四四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号

瀬戸内ゴルフリゾート株式会社

代表取締役 小嶋 康司